

第一百二十三号議案

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「二、九三〇、〇〇〇円」を「三、〇三〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、四七〇、〇〇〇円」を「一、五二〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項中「四九、五〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和三年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等の貸付限度額を引き上げる必要がある。